

認可地縁団体の手引き



鳥栖市 市民協働課

令和7年4月改訂

目次

1 認可地縁団体とは	P3
2 認可の手続き	P3
(1)認可の要件	
(2)認可申請手続きの流れ	
(3)認可申請時の提出書類	
3 認可後に必要な手続き	P10
(1)告示事項(代表者・事務所等)の変更申請の届出	
(2)規約変更申請の届出	
4 各種証明書発行の手続き	P12
5 認可の取消し	P13
6 認可地縁団体の留意事項	P13
7 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	P14
(1)認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは	
(2)申請の要件	
(3)申請手続きの流れ	
(4)公告に対する異議の申出	
8 認可地縁団体の主要税目の課税について	P20

〔各種様式集〕

◆ 認可申請書(様式第1号)	P21
◆ 構成員名簿 (様式第2号)	P22
◆ 承諾書(様式第3号)	P23
◆ 告示事項変更届出書 (様式第4号)	P24
◆ 認可地縁団体告示事項証明書交付請求書 (様式第5号)	P25
◆ 規約変更認可申請書 (様式第6号)	P26
◆ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 (様式第7号)	P28
◆ 申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 (様式第8号)	P29
◆ 認可地縁団体印鑑登録申請書 (様式第1号)	P30
◆ 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 (様式第2号)	P31
◆ 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第3号)	P32

[参考]

◆ 地縁による団体規約例	P33
◆ 総会議事録例	P42
◆ 入手困難理由書	P44
◆ 委任状例	P48
◆ 書面表決書例	P49

1 認可地縁団体とは

これまで、団体が所有していた不動産(地区集会所等)は、団体名義で登記することができませんでした。このため、財産上のトラブル、例えば、地区集会所を自治会の代表者や役員の名義で登記した結果、その登記名義人と団体との間で所有権をめぐる争いが起きるといった懸念がありました。

こうしたことから、平成3年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会、町内会等が、市町村長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する法人として認められることになりました。

このようにして認められた団体を「認可を受けた地縁による団体(略称:認可地縁団体)」といいます。

また、令和3年11月26日施行の「地域の自立性を高めるために改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による地方自治法の改正で、地域的な共同活動を円滑に行うため、不動産の保有の予定に関わらず、法人格を取得することが可能になりました。

2 認可申請の手続き

(1)認可の要件

認可地縁団体となるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

①認可地縁団体になろうとする自治会、町内会等は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に役立てる地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることが必要です。(通常の自治会が行っている活動です。)

②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていることが必要です。この区域は、その団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければなりません。

③認可地縁団体は、その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、現にその相当数の者が構成員となっていなければなりません。

④次の項目が記載されている規約を定めなければなりません。

ア. 目的

認可地縁団体としての権利能力の範囲が明確にわかるよう、活動内容が具体的に定められている必要があります。

イ. 名称

ウ. 区域

エ. 主たる事務所の所在地

特に事務所を設けていない場合は、代表者の自宅や集会施設の所在地でも構いません。

オ. 構成員の資格に関する事項

区域内に住所を有する個人が、年齢、性別等を問わず、すべて認可地縁団体の構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを定めていなければなりません。

カ. 代表者に関する事項

キ. 会議に関する事項

ク. 資産に関する事項

(2) 認可申請手続きの流れ

① 事前準備

認可地縁団体になるにあたって、地方自治法にのっとり規約・構成員名簿等の書類を整備する必要があります。認可地縁団体の申請を検討されている場合は、事前に市民協働課までご相談ください。

また、どのような目的で認可地縁団体に申請するのか、自治会内で共通認識を持ってください。(※認可地縁団体になると、自治会の運営に対して自治法上の義務が発生するため認可地縁団体になるメリットだけでなく、義務を確認したうえで事前に自治会内でご検討ください。)

<メリット>

- ・ 団体名義で財産の登記ができる。
- ・ 規約の目的に定める地域的な共同活動の範囲内で団体名義での法律行為が行うことができる。

<義務>

- ・ 告示事項、規約変更等があった際は変更手続きを行わなければいけない。
- ・ 納税義務が発生する。(登録免許税を除き減免となる場合があります。)
- ・ 地方自治法の規定に基づいて運営を行わなければならない。(P5参照)

<地方自治法の規定による運営の取り扱いについて>

項目	内容	地方自治法
構成員について	・正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。	第260条の2第7項～第8項
政治的中立性	・特定な政党のために利用してはならない。	第260条の2第9項
告示事項の変更について	・認可時に告示した事項(名称・規約に定める目的・区域・主たる事務所・代表者の氏名・住所)に変更があった場合は、市長に届け出なければならない。	第260条の2第10項～第11項
規約の変更について	・規約は総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り変更することができる。ただし当該規約に別段の定めがあるときはこの限りでない。 ・規約は市長に届け出て、市長の認可を受けなければその効力を生じない。	第260条の3第1項～第2項
財産目録作成	・認可を受けるとき及び毎年1月から3月までに財産目録を作成し、常に主たる事務所に添え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設ける者は、認可を受けるとき及び町事業の終了時に財産目録を作成しなければならない。	第260条の4第1項
構成員名簿の更新	・構成員名簿を据え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。	第260条の4第2項
代表者について	・認可地縁団体は1人の代表者を置かなければならない。 ・代表者は団体のすべての事務について代表権を有する。ただし、規約の規定に反することはできず、総会の決議に従わなければならない。 ・団体と代表者の利益が相反する事項については、代表者は代表権を有さない。	第260条の5～ 第260条の10
総会について	・少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。 ・総構成員の5分の1以上から請求があった際には臨時総会を招集しなければならない。ただし、規約でこれと異なる割合を定めることができる。 ・総会の開催日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。 構成員の表決権は平等とする。	第260条の13～ 第260条の19

②総会の開催

現在の規約に基づき総会を開催して、以下の議決を得ます。

総会での協議事項	作成資料
ア 規約新設・変更の承認	規約(規約例 P31～40)
イ 認可申請することの議決	総会議事録(議事録例 P41～42)
ウ 代表者の選出	総会議事録(議事録例 P41～42) 代表就任承諾書(様式第3号 P23)
エ 構成員の確定	構成員名簿(様式第2号 P22)

③認可申請

以下の書類を作成し、市民協働課へ提出してください。

提出書類
ア 認可申請書(様式第1号 P21)
イ 規約(規約例 P31～40)
ウ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類 (議事録例 P41～42)
エ 構成員名簿(様式第2号 P22)
オ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書等)
カ 申請者が代表者であることを証する書類(様式第3号 P23)

提出書類については、(3)認可申請時の提出書類の注意事項(P9)を参照ください。

④審査

提出書類に基づき、市において要件を満たしているか審査を行います。

⑤認可・告示

市長は、認可地縁団体からの申請に基づいて認可したときは、その旨を告示し、地縁団体台帳に記入します。告示される内容は以下の項目です。

【告示事項】

ア 名称

イ 規約に定める目的

ウ 区域

エ 主たる事務所

オ 代表者の氏名及び住所

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

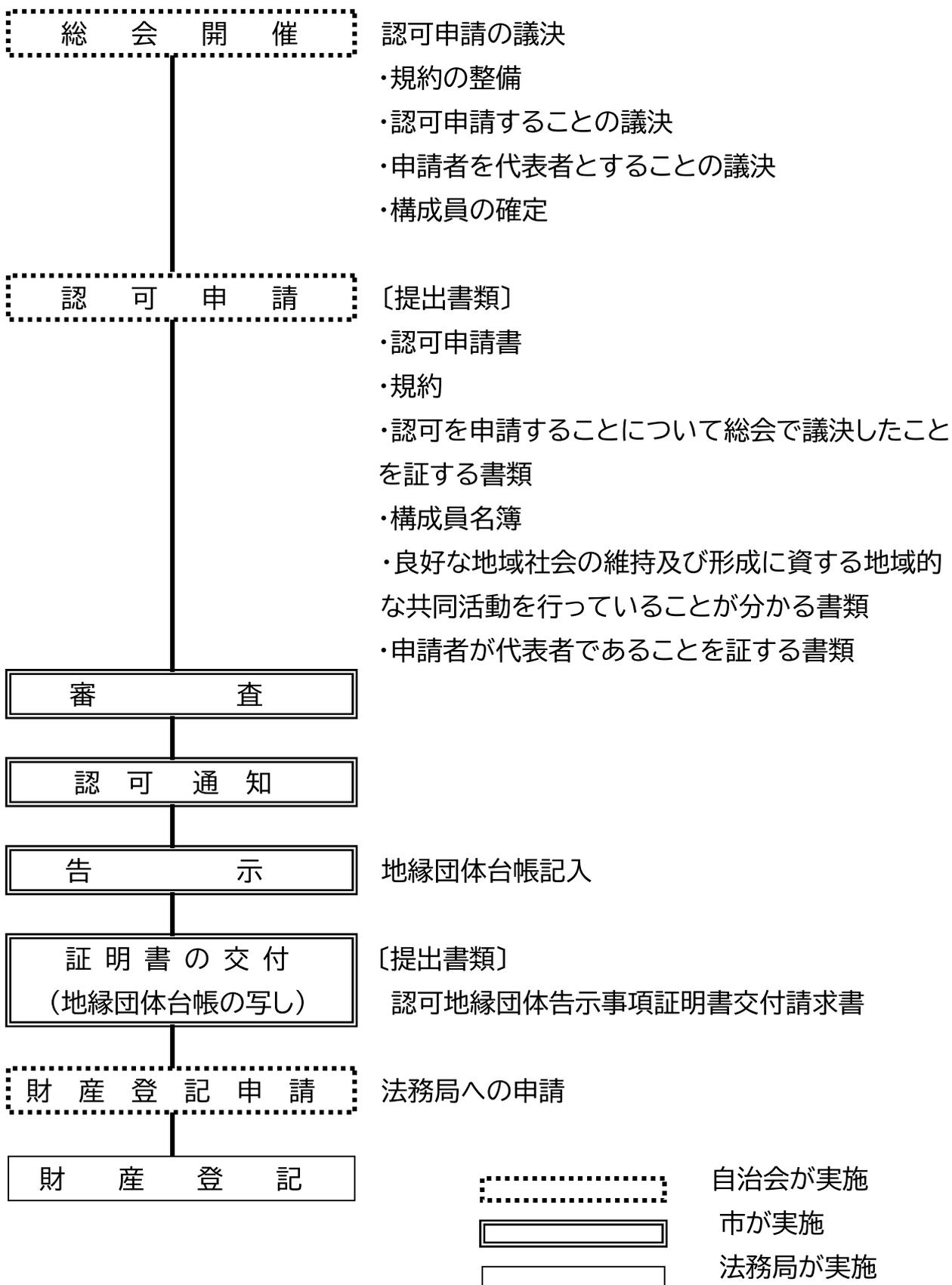
キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

ク 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

ケ 認可年月日

また、認可を受けた認可地縁団体は、告示があるまでは第三者に対抗することができません。

[認可申請手続きの流れ]



(3)認可申請時の提出書類

総会において認可を申請する旨の議決を得た団体の代表者は、認可申請書(様式第1号 P21)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければなりません。

①規約(規約例 P31～40)

町内会の規約を現に定めている場合には、「(1)認可の要件④(P3～4)」に記載されている事項がもれなく規定されていなければなりません。万一欠けている事項がある場合には、規約の改正が必要です。

②認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

総会の議事録の写しに、議長が原本証明したもので構いません。

※議事録には、申請者を代表者に選出する旨の議決の内容が含まれていることも必要です。

③構成員名簿(様式第2号 P22)

構成員全員の氏名及び住所が記入されているものであれば、様式以外の様式でも結構です。

④良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

活動日付、活動内容、参加者の概要等できるだけ詳しく記載してください。総会に提出した事業報告書を利用しても構いません。活動は、広く地域的な共同活動を記載していただき、特定活動のみを記載しないようお願いします。

⑤申請者が代表者であることを証する書類(様式第3号 P23)

総会において、地縁による団体の法人として申請するよう決議され、申請者が代表者であることを証する書類です。

※なお、必要に応じて、この外に区域図として、住宅地図等に境界線を記入し、認可地縁団体の区域を明確にした図面の提出をお願いする場合があります。

3 認可後に必要な手続き

(1) 告示事項(代表者・事務所等)の変更申請の届出

認可地縁団体の代表者は、告示された事項(P7【告示事項】参照)に変更があったときは、市民協働課まで届出をし、認可を受けなければ告示事項の変更は有効ならず、第三者に対抗することができません。

【手続きの流れ】

① 総会の開催

規約に従って総会を開催し、変更する告示事項について議決を得てください。

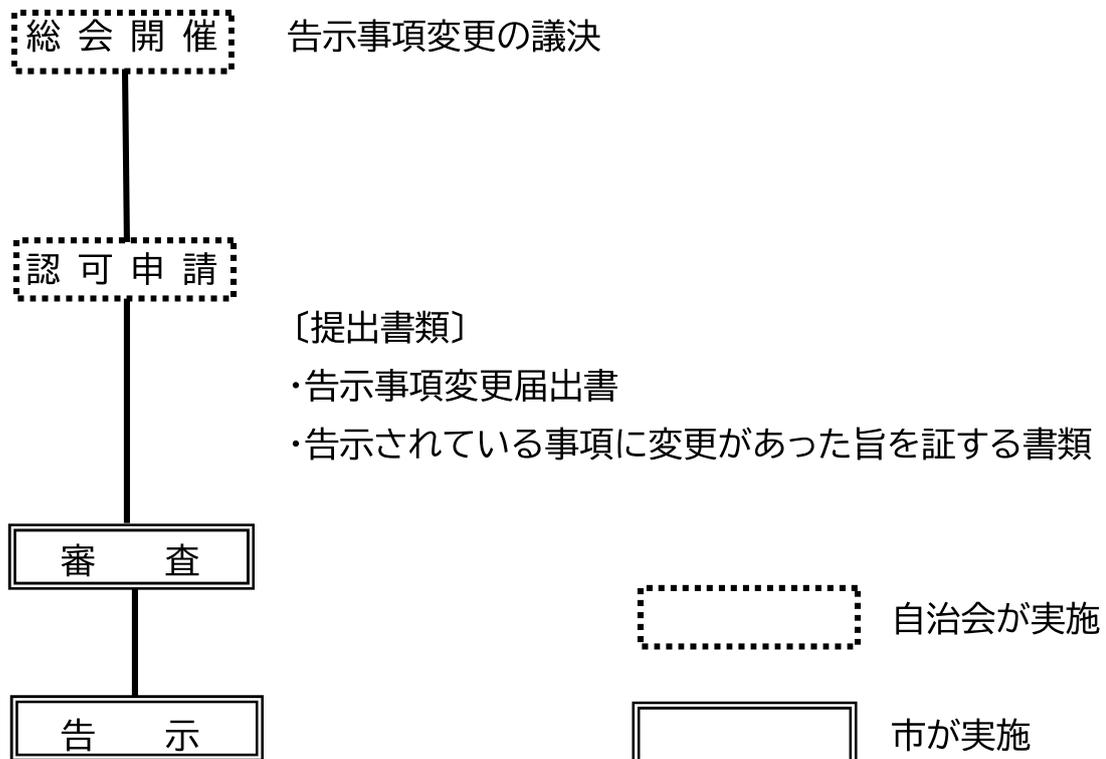
② 告示事項変更の認可申請

告示事項変更届出書(様式第4号 P24)に、告示された内容に変更があった旨を証する書類として総会議事録(議事録例 P41~42)を添えて市長に届け出なければなりません。

③ 審査・告示

市長は、申請に基づいて規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。規約を変更するときには、変更について市長の認可を受けなければ第三者に対抗することができません。

[告示事項変更手続きの流れ]



(2) 規約変更申請の届出

認可地縁団体の代表者は、規約に変更があったときは市民協働課まで届出をし、認可を受けなければ規約変更は有効にならず、第三者に対抗することができません。また、規約は地方自治法に則った内容で整備する必要がありますので、規約変更を検討される場合は、必ず事前に市民協働課までご相談ください。

【手続きの流れ】

① 総会の開催

規約に従って総会を開催し、規約変更の議決を得てください。

② 規約変更の認可申請

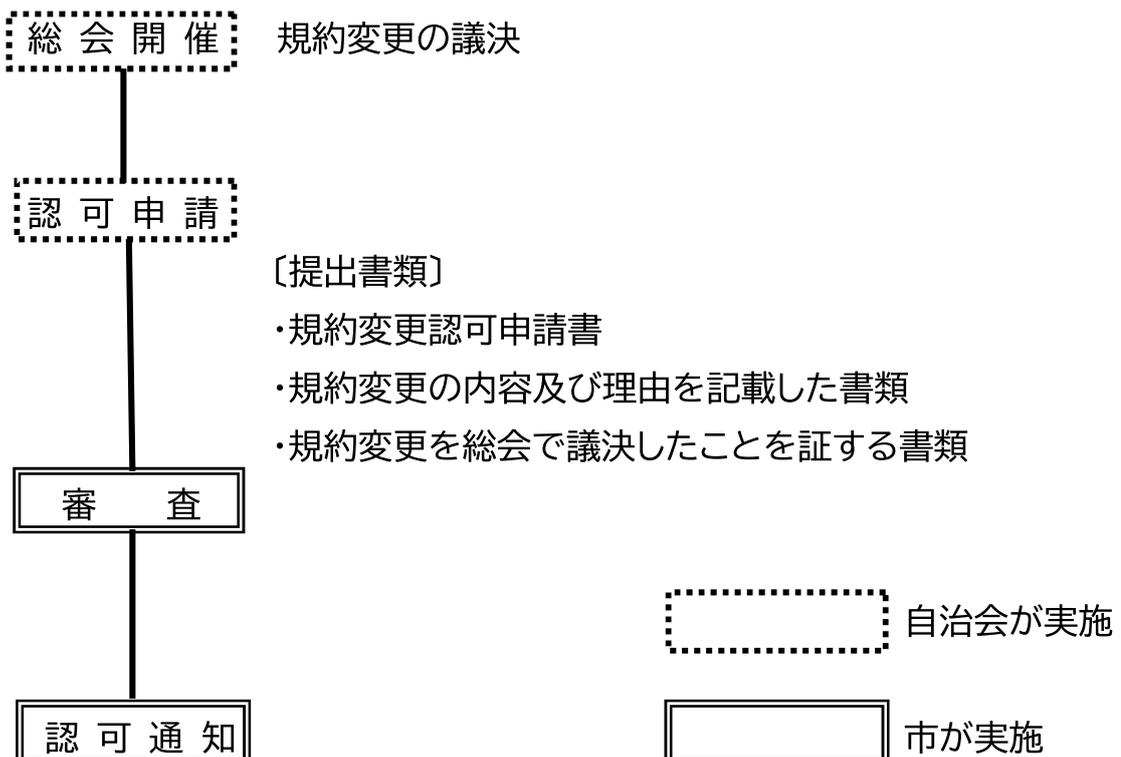
規約変更認可申請書(様式第6号 P26)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請し認可を受けなければなりません。

- ・規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・規約変更を総会で議決したことを証する書類(総会議事録)

③ 審査・告示

市長は、申請に基づいて規約変更の認可をしたときは、その旨を申請者に通知します。規約を変更するときには、変更について市長の認可を受けなければ第三者に対抗することができません。

[規約変更手続きの流れ]



4 各種証明書発行等の手続き

(1) 告示事項証明書の交付請求

告示された事項について証明が必要な場合は、これを市長に請求することができます。

手続き	手数料	必要なもの
告示事項証明書の発行	300円	・認可地縁団体告示事項証明書交付請求書(様式第5号 P25)

※告示事項証明書の発行には時間を要しますので、事前にご連絡ください。

(2) 認可地縁団体の印鑑登録、証明書の発行

認可地縁団体は、団体名義で印鑑登録を行うことができます。

印鑑登録・変更・廃止・証明書の発行をできる者は、認可を受けた認可地縁団体の代表者(職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人が選任されている場合、これらの者も可)になります。

手続き	手数料	必要なもの
認可地縁団体の印鑑登録 登録印鑑の変更	無料	・認可地縁団体印鑑登録申請書(様式第1号 P30) ・代表個人の印鑑及びその印鑑の印鑑登録証明書 ・登録する団体の印鑑
印鑑登録の廃止 ※認可地縁団体が解散された場合は、市の職権で登録を抹消します。	無料	・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書(様式第5号 P32) ・代表者個人の印鑑及びその印鑑の印鑑登録証明書
印鑑登録証明書の発行 ※証明書の発行には時間を要しますので、事前にご連絡ください。	300円	・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式第3号 P31) ・登録済みの団体の印鑑(その場で押印していただく必要があります。)

5 認可の取消し

「認可の要件」のいずれかを欠くこととなったとき及び不正な手段によって認可を受けたことが判明したときは、認可地縁団体の認可が取り消されることがあります。

6 認可地縁団体の留意事項

- ①認可地縁団体の構成員は、その区域内に住所を有する個人に限られていますが、様々な支援を受ける関係から、区域内に住所を有する法人、組合等の団体が賛助会員等になることは、差し支えありません。
- ②認可地縁団体は、特定の政党のために活動してはいけません。
- ③認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等(営利活動や農林水産業に関する活動等)を行うことを目的とするものではありません。
- ④認可地縁団体が、仮に本来の活動に付随して営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成させるために必要な限りにおいて行うものとしなければなりません。

7 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

(1) 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例とは

認可地縁団体は、その団体名義での不動産の登記を行うことができるようになりましたが、所有する不動産の登記名義人の所在が知れない、所有する不動産の登記名義人がすでに故人となっていてその相続人の所在が不明である等、不動産の名義変更手続きが滞る事例がありました。このようなことに対処するため、地方自治法の一部が改正され、平成27年4月1日より、一定の要件を満たした認可地縁団体が一定期間所有または占有していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは、一部の所在が知れない場合、市長が一定の手続きを経て証明書を発行することで、認可地縁団体による単独での登記申請が可能となりました。

(2) 申請の要件

申請には、地方自治法第260条の38第1項各号に掲げてある以下の事項全ての要件を満たしている必要があります。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③ 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人全てが当該認可地縁団体の構成員またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
- ④ 当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部または一部の所在が知れないこと

(3) 申請手続きの流れ

① 事前準備

ア 申請不動産の所有者を把握する

イ 所在が判明している登記関係者から地縁団体名義への名義の変更について同意を得る

② 総会の開催

総会を開催し、次の事項について協議・議決のうえ、議事録を作成します。

ア 特例制度の申請を行うことについて

イ 認可申請時に提出した保有資産目録・保有予定資産目録に申請不動産の記載がない場合、申請不動産の所有に至った経緯等について

③申請

以下の書類を作成し、市民協働課へ提出してください。

提出書類
ア 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書(P27)
イ 申請不動産の登記事項証明書
ウ 認可申請時に提出した保有資産目録または保有予定資産目録、または申請不動産の所有に至った経緯等について総会で議決したことを証する書類
エ 申請者が代表者であることを証する書類
オ 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 ※P18～19 参照

④審査

申請要件を満たしているかを提出書類から市が審査します。

⑤公告手続き

申請要件を満たしている場合、市は次の事項について公告を行います。

【公告事項】

ア 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

イ 申請書様式に記載された申請不動産に関する事項

ウ 異議を述べることができる者の範囲に関する事項

エ 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

市の掲示板及びホームページに公告文を3ヶ月以上掲示します。

⑥通知

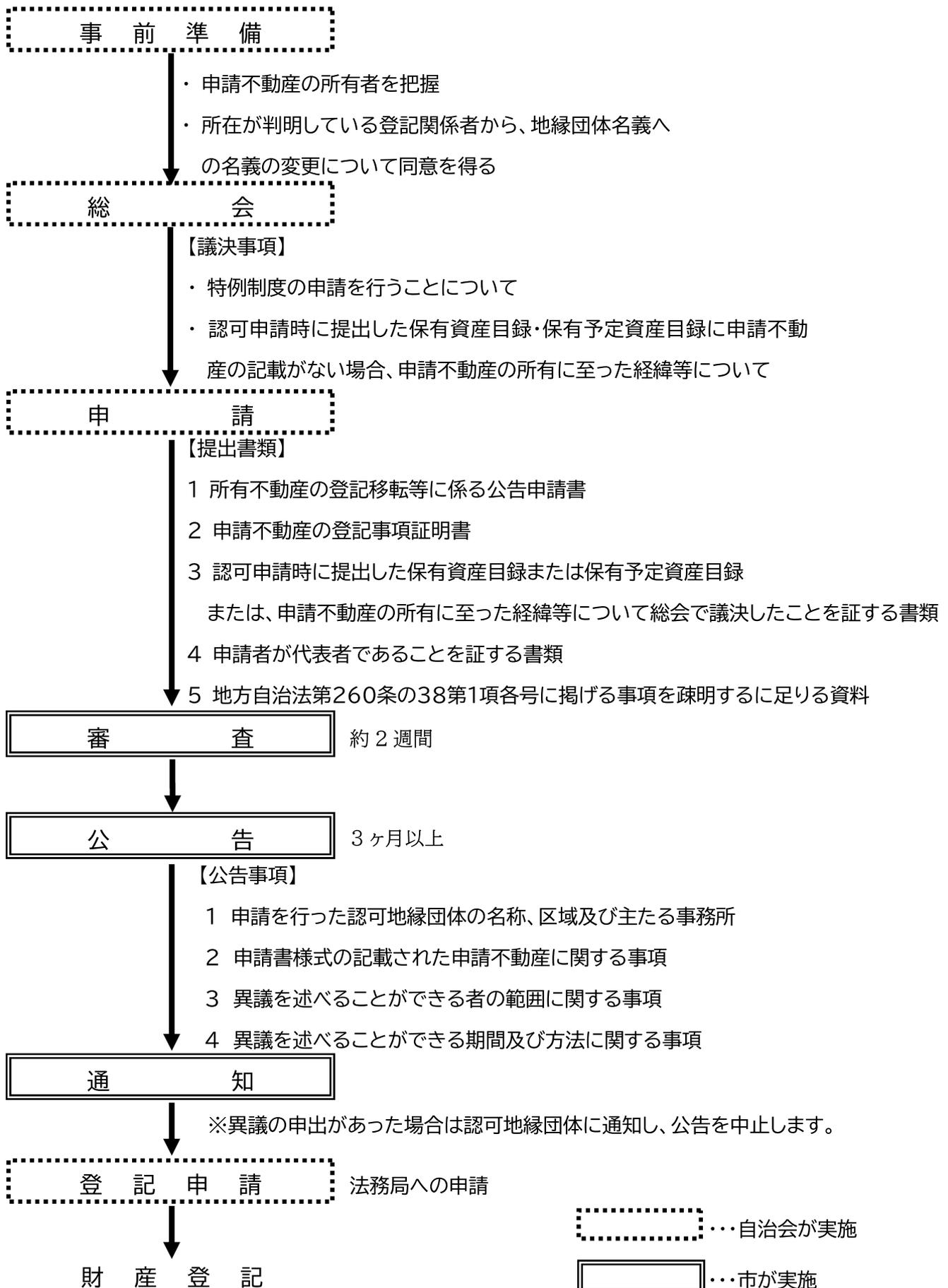
異議の申出がなかった場合、登記関係者の同意があったものとみなし、認可地縁団体に対して異議がなかったことを証する通知を送付します。

異議の申出があった場合は、異議が提出されたこと及び異議の内容を記載した通知を認可地縁団体に送付し、手続きは中止となります。

⑦登記手続き

認可地縁団体は異議がなかったことを証する通知を含む関係書類を用意し、法務局にて登記手続きを行います。

不動産登記の特例における手続きの流れ



(4) 公告に対する異議の申出

① 異議を述べることができる者

次の登記関係者については公告期間中、公告した申請内容について異議を申出ることができます。

ア 表題部所有者又は所有権の登記名義人

イ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

ウ 所有権を有することを疎明するもの

② 必要書類

異議を申し出る場合は、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書(P29)に、以下の添付書類を添えて提出してください。

添付書類については登記関係者等の別によって異なり、以下のとおりです。

登記関係者等の別	登記関係者等であること	申請書に記載された氏名及び住所
表題部所有者又は所有権の登記名義人	登記事項証明書	住民票の写し 戸籍の附票の写し
表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人	登記事項証明書 戸籍謄抄本	
所有権を有することを疎明するもの	所有権を有することを疎明するに足りる資料	

③ 異議の申出が認められた場合

特例に関する手続きは中止となり、認可地縁団体には異議があった旨及び異議の内容を記載した通知書を送付します。

(5)地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足る資料について

申請時に提出する書類のうち、地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項(申請要件)を疎明するに足る資料のご提出が必要になります。根拠法律とその疎明するための資料については以下のとおりです。

①当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

(地方自治法第260条の38第1項第1号)

地縁団体名義で登記できなかったことにより、便宜上、認可地縁団体の構成員又はかつて構成員であった者が登記名義人となっている不動産が対象となります。

②当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること(地方自治法第260条の38第1項第2号)

※書類・資料は、申請時点のものと10年以上前のものが必要です。

①と②について疎明するため、以下の書類ア及びイからカのいずれかの資料を提出してください。

【①②の事実確認のための書類】

ア 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書 等

【①②を疎明するための資料】

イ 公共料金の支払い領収書

ウ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本

エ 旧土地台帳の写し

オ 固定資産税の納税証明書

カ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等

* 上記資料アからカの提出が困難な場合は、入手困難な理由と隣地の所有者又は、地域の実情に精通した者等(認可地縁団体の代表者以外)の証言を記載した書面(P43~44 参照)を提出してください。

③ 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人全てが当該認可地縁団体の構成員又は かつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
(地方自治法第260条の38第1項第3号)

③について疎明するため、以下の書類アからウのいずれかの資料を提出してください

ア 認可地縁団体の構成員名簿

イ 認可地縁団体台帳(認可地縁団体の登録証明書)

ウ 墓地の使用者名簿(申請不動産が墓地である場合) 等

* 上記資料アからウの提出が困難な場合は、入手困難な理由と申請不動産の所在地に係る精通者(認可地縁団体の代表者以外)の証言を記載した書面(P45 参照)を提出してください。

④ 当該不動産の登記関係者(表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人)の全部または一部の所在が知れないこと(地方自治法第260条の38第1項第4号)

※登記関係者のうち少なくとも一人について資料を添付すれば要件は満たしますが、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましいとされます。円滑に手続きを進めるためにも、事前に所在の追跡及び同意の確認を行ってください。

④について疎明するため、以下の書類ア(またはイ)とウの資料を提出してください。

ア 不在住証明書

(登記登録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しない旨を証した書面)

イ 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面

ウ 申請不動産の所在地に係る精通者等(認可地縁団体の代表者以外)が、登記関係者の所在を知らない旨の証言を記載した書面(P46 参照)

8 認可地縁団体の主要税目の課税について

税の種類		認可地縁団体の認可を受けた法人		問い合わせ先
		収益事業を行わない 場合	収益事業を行う場合	
市 税	法人市民税	均等割のみ課税 (減免措置あり)	均等割と法人税額 課税	鳥栖市税務課 市民税係 (85-3588)
	固定資産税	固定資産税の 評価額で課税 (減免措置あり)	固定資産税の 評価額で課税	鳥栖市税務課 固定資産税係 (85-3589)
県 税	法人県民税	均等割のみ課税 (減免措置あり)	均等割と法人税割額 課税	佐賀県税事務所 (0952-30-3161)
	不動産取得税	課税 (減免措置あり)	課税	
国 税	法人税	—	課税	鳥栖税務署 (82-2185)
	登録免許税	課税	課税	佐賀地方法務局 鳥栖出張所 (82-2497)

※ 収益事業の例・・・有料駐車場にしている、借地料を取っているなど

※ 減免措置のあるものは、それぞれに申請が必要です。

年 月 日

鳥栖市長 様

認可を受けようとする地縁による団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏名

印

住所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現
に行っていることを記載した書類（活動状況報告書）
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

承 諾 書

私は、 年 月 日開催された の総会において、地縁による団体の法人として
申請するよう決議され、その代表者として推薦されましたので、承諾します。

年 月 日

鳥栖市 町

氏 名

印

年 月 日

鳥栖市長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

年 月 日

鳥栖市長 様

請求者の住所及び氏名

住 所

氏 名

認可地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の告示された地縁による団体の認可事項に関する証明書の交付を請求します。

記

告示された地縁による団体の名称及び事務所の所在地

1 名 称 _____

2 事務所の所在地 _____

3 請 求 通 数 _____

年 月 日

鳥栖市長 様

地縁による団体の名称及び

主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の許可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

年 月 日

鳥栖市長 様

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の46第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住所

(別添書類)

- 1 申請不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

年 月 日

鳥栖市長 様

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の46第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名または名称

住 所

(3)公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

認可地縁団体印鑑登録申請書

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

登録しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の 事務所の所在地	
代表者等の登録資格	
代表者等の氏名	印
代表者等の生年月日	
代表者等の住所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 4 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

令和 年 月 日

鳥栖市長 様

登録されている
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の 事務所の所在地	
代表者等の登録資格	
代表者等の氏名	
代表者等の生年月日	
代表者等の住所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 _____ 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所

代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

鳥栖市長 様

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑

認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の 事務所の所在地	
代表者等の登録資格	
代表者等の氏名	印
代表者等の生年月日	年 月 日
代表者等の住所	
廃止理由	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

申請者 本人 住所
 代理人 氏名

(注意事項)

- 1 この申請は、本人が自ら手続きしてください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を忘失された場合には、本市において登録されている個人の印鑑を添付してください。
- 3 代表者等の登録資格欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

認可地縁団体規約例

〇〇町区規約

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本区は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、
良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の区民相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4)
- (5)

(名 称)

第2条 本区は、〇〇町区と称する。

*地方自治法上、団体の名称に制限はありません。「〇〇町区」「〇〇自治会」「〇〇町」等

(区 域)

第3条 本区の区域は、鳥栖市〇〇町全域とする。

*客観的に誰からもわかる表現で区域を定める必要があります。

(主たる事務所)

第4条 本区の主たる事務所は鳥栖市〇〇町〇番〇号に置く。

*1か所を指定してください。代表者の自宅、公民館でも良いです。

第2章 区 民

(区 民)

第5条 本区の区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

*住所以外(年齢・性別等)の条件を定めることは認められません。また、法人、団体等は構成員
になれませんが、表決権を有しない賛助会員となることは可能です。

例)「2 本区の活動を賛助する法人又は団体等は、賛助区民となることができる。」

(区 費)

第6条 区民は、総会において別に定める区費を納入しなければならない。

*区費の金額を具体的に規定することもできます。その場合、金額を変更する際には、総会で
規約変更をし、市へ届け出る必要があります。

(入 会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で、本区に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を区長に提出しなければならない。

2 本区は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 区民が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

一 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

二 本人より別に定める退会届が区長に提出された場合

2 区民が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本区に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 区 長 | 1 人 |
| (2) 区長代理 | 〇 人 |
| (3) 会 計 | 〇 人 |
| (4) その他の役員 | 〇 人 |
| (5) 監 事 | 〇 人 |

*地方自治法上、監事(会計・資産の状況、業務の執行状況を監査する)を置くことが望ましいとされています。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 監事は、他の役員を相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 区長は、本区を代表し、区務を総括する。

2 区長代理は、区長を補佐し、区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、・・・

4 その他の役員は、・・・

5 監事は次に掲げる業務を行う。

(1) 本区の会計及び資産の状況を監査すること。

- (2) 区長、区長代理及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本区の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、区民をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本区の運営に関する重要な事項を議決する。

* 総会は、団体の運営事項のうち、「規約で役員会に委任したもの」以外のすべての事項について議決できます。

* 規約の改正、解散の決議等の「法律上総会の権限とされている事項」と、事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認等の「団体にとっての重要事項」については必ず総会の議決が必要です。(⇒役員会で決議することはできません。)

(総会開催)

第16条 定期総会は、毎年〇月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
- (2) 全区民の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

* 通常総会は、地方自治法上、少なくとも年1回、また年度終了後3か月以内に開催する必要があります。

* 臨時総会は、全区民の「5分の1以上」からの請求が必要ですが、規約で「3分の1以上」と定めることもできます。

(総会の招集)

第17条 総会は区長が招集する。

2 区長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

* 2 臨時総会の招集は「適切な期間内」に行う必要があり、鳥栖市では「30日以内」としている事例が多いです。

* 3 総会の招集通知は、地方自治法上「少なくとも5日前」までに行う必要があります。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した区民の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総区民の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2 ただし、第21条第2項については、前項の規定にかかわらず、会員の所属する世帯の代表者の2分の1以上の出席があれば総会を開会することができる。

* 第21条第2項に定めている事項において、1世帯1票で議決をする場合は、このように定めることで総会の定足数も世帯単位で数えることができます。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した区民の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

* 団体の重要事項(資産の処分、規約の変更、残余財産の処分、解散の議決、合併を除く)は「3分の2」以上と別に定めることも可能です。鳥栖市では「過半数」としている事例が多いです。

(区民の表決権)

第21条 区民は、総会において、各々1個の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、区民の表決権は、区民の所属する世帯の区民数分の1とする。

(1)

(2)

* 総会における表決権は、地方自治法上「平等」(=1人1票)とされています。

* 特定の事項については、2に定めることで、「世帯の区民数分の1」(=1世帯1票)として議決することができます。『事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、区の規約細則の改廃・新設の採決、その他通常の事項など』をこれに定めている事例が多いです。

ただし、世帯単位で議決する場合でも、各個人の表決権を奪うことはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより、世帯の表決権を行使するという意味合いになります。また、団体の重要事項である、『資産の処分、規約の変更、代表者の変更、残余財産の処分、解散の議決、合併』などは、1世帯1票として定めることはできません。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない区民は、あらかじめ

通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の区民を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その区民は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
- 二 区民の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- 三 開催目的、審議事項及び議決事項
- 四 議事の経過の概要及びその結果
- 五 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。

* 認可申請、告示事項(団体の名称、事務所、代表者等)の変更、規約変更等の届出の際には、総会の議事録を添付する必要があります。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員によって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない区務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、区長が必要と認めるとき招集する。

2 区長は、役員の数以上の割合から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

* 招集の請求については、「役員の数以上の割合・2分の1以上」、また「14日以内・30日以内」などの事例があります。また、規定していない団体もあります。

* 招集通知については、「5日前まで・7日前で」などの事例があります。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、区長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定

を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「区民」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本区の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 区費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

* (1)について、地方自治法上、認可申請時、及び毎年度終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があります。

(資産の管理)

第30条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本区の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席区民の4分の3以上の議決を要する。

* 不動産等の重要な固定資産の処分については、総会で定める必要があります。また、決議については少なくとも「出席区民の4分の3以上」の議決を得ることが望ましいとされています。

(経費の支弁)

第32条 本区の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本区の事業計画及び予算は、区長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、区長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本区の事業報告及び決算は、区長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本区の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得、かつ、鳥栖市長の認可を受けなければ変更することはできない。

*規約の変更は、**地方自治法上**「総構成員の4分の3以上」の議決及び鳥栖市長の認可が必要となっています。

(解散)

第37条 本区は、**地方自治法第260条の20**の規定する事由により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の4分の3以上の承諾を得なければならない。

***地方自治法**(第260条の20):①総会で定めた解散事由の発生②破産手続き開始の決定③認可の取り消し④総会の決議⑤構成員が欠けた(区域人口の半分未満)場合に解散する(法人としての権利能力の消滅又は地縁による団体自体の解散の両方を含む。)こととなります。

*2 総会の議決に基づく解散は、**地方自治法上**「総区民の4分の3以上」の承諾が必要となっています。

(合併)

第38条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鳥栖市長の認可を受けなければ合併することはできない。

(残余財産の処分)

第39条 本区の解散のときに有する残余財産は、総会において総区民の4分の3以上の議決を得て、本区と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

*解散したときの財産の帰属について、**地方自治法**の規定に基づきあらかじめ定めておく必要があります。また、残余財産の処分は重要事項なので、総区民の「4分の3以上」の議決を得ることが望ましいとされています。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第40条 本区の事務所には、規約、区民名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第41条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、**〇〇**が別に定める。

*規約を施行するにあたっての細則を定める者については、「区長」又は「役員会」等と規定するこ

とができます。その際にはあらかじめ総会の議決が必要です。鳥栖市では「区長」「役員会」どちらの事例も見られます。

附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 本区の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本区の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

* 施行日は、鳥栖市長による認可があった日です。

総会議事録例

〇〇町区総会議事録 (参考)

- 1 開催の日時
年 月 日 午後 時から午後 時まで
- 2 開催の場所
市 町 町目 番 号 〇〇町区集会場所
- 3 出席会員の数
総会員 名中 〇〇名出席 (うち委任状による出席者〇〇名)
- 4 出席者の氏名 別紙のとおり
- 5 議題
 - 第1号議案 地縁よる団体としての認可申請の件
 - 第2号議案 規約案の承認に関する件
 - 第3号議案 構成員に関する件
 - 第4号議案 役員(代表者の選任及び承認を含む)に関する件
 - 第5号議案 保有資産に関する件
- 6 議会の経過の概要及び議決事項
定刻に至り〇〇〇〇が開会を宣言し、当総会の議長の選任について諮る。
出席者〇〇〇〇から〇〇〇〇を議長に推薦するとの声があり、これにつき賛否を諮ったところ全員から異議なし、との挙手があり、〇〇〇〇を議長に選任した。続いて、議長から、会員数及び出席者について報告がなされた。引き続き、議長は議事録署名人2人の選任について諮ったところ、〇〇〇〇から〇〇〇〇と〇〇〇〇を推薦するとの声があり、賛否について諮ったところ全員から異議なし、との挙手があり〇〇〇〇と〇〇〇〇を議事録署名人として選任する。
次に、議長は議案4件を上程し審議に入った。

第1号議案 地縁よる団体としての認可申請の件

本会を地方自方法に基づく地縁よる団体として市長あて認可申請することについて説明する。

(質疑応答の内容)

このことについて賛否を諮ったところ、満場一致で承認された。

第2号議案 規約案の承認に関する件

本会を地縁による団体として認可申請する際し、認可規定に合致する規約とするため現在の規約を廃止し、新たに規約を制定することについて、その内容を説明する。

(質疑応答の内容)

このことについて賛否を諮ったところ、満場一致で承認された。

第3号議案 構成員に関する件

現在の区民を〇〇町内会の構成員とし、市へ住所・氏名を記した構成員名簿の提出について諮ったところ、満場一致で承認された。

第4号議案 役員（代表者の選任及び承認を含む）に関する件

地縁による団体として認可申請するにあたって、〇〇町内会の代表者を現会長である〇〇〇〇さんとして推薦し諮ったところ、質疑なく満場一致で承認された。

第5号議案 保有資産に関する件

現在、町内会が所有する資産について、町民に公表し満場一致で承認をうける。

以上をもって全て議事を終了したので、議長は午後 時 分閉会を宣言し、解散した。

本総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名捺印する。

年 月 日

〇〇町区

議 長

議事録署名人

議事録署名人

入手困難理由書（宛先又は名義関連）

年 月 日

所在地 鳥栖市△△
名称 〇〇〇町（区）
住所 鳥栖市△△
代表者名 鳥栖 太郎 ㊟

今回、〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した鳥栖市××××の土地（家屋）については、〇〇〇町（区）を宛先又は名義とすることができなかったために、便宜上、〇〇〇町（区）の構成員であった〇〇〇〇〇が宛先人又は名義人となっているものの、それを疎明する資料が廃棄等により提出できないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出します。

記

〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した鳥栖市××××の土地（家屋）については、〇〇〇町（区）を宛先又は名義とすることができなかったために、便宜上、〇〇〇町（区）の構成員であった〇〇 〇〇が宛先人又は名義人となっていることを証明します。

住所 鳥栖市△△△
氏名 鳥栖 花子 ㊟
役職名等 □□年度〇〇区長、隣地住民等

入手困難理由書（不動産所有関連）

年 月 日

所在地 鳥栖市△△
名称 〇〇〇町（区）
住所 鳥栖市△△
代表者名 鳥栖 太郎 ㊟

今回、〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産 鳥栖市××××の土地（家屋）については、〇〇年から現在に至るまで 〇〇〇町（区）が所有の意思をもって平穏かつ公然と占有してきたものの、それを疎明する資料が廃棄等により提出できないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出します。

記

〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した不動産 鳥栖市××××の土地（家屋）については、〇〇年から現在に至るまで 〇〇〇町（区）が所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることを証明します。

住所 鳥栖市△△△
氏名 鳥栖 花子 ㊟
役職名等 □□年度〇〇区長、隣地住民等

入手困難理由書（構成員関連）

年 月 日

所在地 鳥栖市△△
名称 〇〇〇町（区）
住所 鳥栖市△△
代表者名 鳥栖 太郎 ㊟

今回、〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した下記の不動産の登記名義人〇〇〇〇については、かつて本団体の構成員であったものの、それを疎明する資料が廃棄等により提出できないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出します。

記

〇〇〇町（区）が不動産の登記移転等に係る公告申請した下記の不動産の登記名義人 〇〇〇〇については、かつて本団体の構成員であったことを証明します。

住所 鳥栖市△△△
氏名 鳥栖 花子 ㊟
役職名等 □□年度〇〇区長、隣地住民等

不動産の表示 鳥栖市××××××××××××

入手困難理由書（所在関連）

年 月 日

所在地	<u>鳥栖市△△</u>
名称	<u>〇〇〇町（区）</u>
住所	<u>鳥栖市△△</u>
代表者名	<u>鳥栖 太郎</u> ㊟

今回、〇〇〇町（区） が不動産の登記移転等に係る公告申請した下記の不動産の登記名義人 〇〇〇〇 の相続人等については、現在所在が知れず、それを疎明する資料が廃棄等により提出できないため、本地域の実情に精通した下記の者の証明を提出します。

記

〇〇〇町（区） が不動産の登記移転等に係る公告申請した下記の不動産の登記名義人 〇〇〇〇 の相続人等については、現在所在が知れないことを証明します。

住所	<u>鳥栖市△△△</u>
氏名	<u>鳥栖 花子</u> ㊟
役職名等	<u>□□年度〇〇区長、隣地住民等</u>

不動産の表示 鳥栖市××××××××××××

参考例

委任状

〇〇年〇月〇〇日（〇）開催の〇〇年度〇〇〇〇区総会に出席できないため、下記の者を代理人と定め、議決に関する一切の権限を委任します。

一般的に、議長・区長等があてはまります。

代理人氏名 _____

(代理人氏名が空白の場合は、〇〇に委任したものとみなします。)

年 月 日 住所 鳥栖市〇〇町〇〇番地〇

氏名 〇〇 〇〇

印

氏名 〇〇 〇〇

印

氏名 〇〇 〇〇

印

氏名 〇〇 〇〇

印

計 名

代理人は、表決権を持つ区民であれば、誰でも構いません。

区長含む執行部や議長についても区民であることに変わりはないため、委任は可能です。

自治会の実情に合わせて、自書のみ、押印省略など、対応をご検討ください。押印は同一のもので、かまいません。

(※未成年者で記入ができない場合は、親権者が記入してください。

また、印鑑は同一のもので構いません。)

参考例

〇〇年度〇〇自治会総会 書面表決書

〇〇年度〇〇自治会総会（書面議決）について、次のとおり議決に関する権限を行使します。

（※表決は個人単位ですので、各議案について世帯内の賛成・反対の人数を

ご記入ください。賛成の人数+反対の人数=世帯の人数となります。未成年者で記入ができない場合は、親権者が記入してください。）

	議案	賛成	反対
第1号	〇〇年度事業報告		
第2号	〇〇年度決算報告		
第3号	〇〇年度事業計画書（案）		
第4号	〇〇年度予算（案）		
第5号	区長・役員選出について		
第6号	規約の変更について		
第7号	〇〇〇〇について		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

〇〇年〇月〇日

住 所

氏 名

Ⓜ

自治会の実情に合わせて、自書のみ、押印省略など、対応をご検討ください。押印は同一のもので、かまいません。

氏 名

Ⓜ

氏 名

Ⓜ